

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 退職手当規程

平成 18 年 10 月 31 日制定

平成 20 年 5 月 9 日改定

ひらかた環境ネットワーク会議規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という)就業規則(以下「就業規則」という)第 5 1 条に基づき、事務局職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は勤続 1 年以上の職員として採用された者(死亡による退職の場合はその遺族)に適用し、臨時、パートタイマー及びアルバイトについては適用しない。

(掛金の納付)

第 3 条 ネットワーク会議は職員一人に対して月額 5,000 円を、中小企業退職金共済掛金(独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部)として納付する。

(その他事項)

第 4 条 退職金の請求、支払い等その他の事項は、中小企業退職金共済(独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部)の手続きによる。

附則

1 この規程は、平成 18 年 10 月 31 日から施行する。

附則(平成 20 年 5 月 9 日)

1 この規程は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

2 平成 18 年 5 月 30 日に遡って適用する。